

大分東警察署協議会

第4回会議の開催状況

第1 開催月日

令和7年3月7日（金）

第2 出席者

協議会 委員 9名

警察署 署長、副署長、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 10名

第3 議事の概要

1 業務推進状況の説明

警察署から

- ・業務推進状況

について説明がなされた。

2 諮問事項の説明

警察署から

- ・諮問事項「子供・高齢者の安全対策（特殊詐欺・交通事故等）」

の現状及び対策について説明がなされた。

3 諮問事項に対する答申

警察署協議会から、諮問事項に関し、

- ・子供がSNSによって犯罪に巻き込まれないための取組の推進
- ・通学路の安全対策（不審者・交通事故等）
- ・高齢者が被害者となる特殊詐欺の被害防止対策の推進
- ・官民の協力による効果的な交通安全対策の推進
- ・関係機関と連携した幼児、児童に対する犯罪、虐待の未然防止対策の推進
- ・特殊詐欺防止機能付電話機等の購入に係る行政補助制度の広報の推進
- ・各地域における防犯講話の実施

について、答申がなされた。

4 委員からの意見等

(1) 特殊詐欺等容疑事案における利用客の個人情報の提供に関する取扱い

委員から「以前、管内の郵便局において、疑わしい大口振込をしようとしていた利用客に局員が声かけを行い、警察に通報を行ったが、その際に、警察から『利用客の電話番号を教えてほしい』と言われたと聞いたことがある。この様な場合、郵便局側から利用客の電話番号等を警察に伝えることは、個人情報の観点から難しいと思う。警察から利用客に直接聴取するよう配慮をお願いしたい」旨の意見がなされ、警察署から「同種通報を受理した場合、まずは警察官が現場に臨場し、当事者と直接話して事情聴取を行い、当事者を説得して詐欺被害の防止のため措置を講じることを基本的な対応としている。当事者が既に現場にいないなど、直接話せないときに郵便局側に個人情報を聞かざるを得ない場合もあるが、基本的には、警察から当事者に直接聴取することになるので、同種事案の認知時は、引き続き、警察への通報をお願いしたい」旨の説明がなされた。

(2) 大学生が起こした事件等に関する警察と学校の情報共有

委員から「大学生が事件等の問題を起こしてしまった場合、警察と大学が連携して、これらに関する情報共有を行うことはないのか」旨の質問がなされ、警察署から「小学校から高等学校の生徒に関しては、警察と学校等との間で協定を結び、『非行少年等の学校連絡制度』に基づいて、学校への連絡を行っている。大学生に関しては同様の制度がなく、個別・具体的な事件情報等の提供はできない。ただし、年間を通じた件数や統計等についての情報提供は可能である。また、事件等の取扱い時には、責任のある方に「身柄請」をしてもらうことがあり、保護者等の適当な身柄請者がいない場合は、大学に連絡して、身柄請をしてもらう場合もある」旨の説明がなされた。

(3) ショート動画等による広報活動の推進

委員から「業務推進状況等の報告で、大型ビジョン等を活用した防犯の広報啓発を行っているとおったが、これらに加えて、例えば、大分東警察署の劇団『しのめ座』の短くて、楽しいショート動画等を作り、SNSを通じて広く呼びかけたり、高齢者サロン等の行事等の際に、しのめ座の公演の都合が付かない場合等でも、ショート動画を流すなどの活用ができるのではないのか」旨の意見がなされ、警察署から「良いアイデアなので、実現に向けて、ぜひ検討していきたい」旨の説明がなされた。

(4) 特殊詐欺等の新たな手口に対する対応

委員から「ニュース等で、特殊詐欺の指示役等がマニュアルに従って詐欺の電話等を行っているという耳にした。こうした巧妙な手口によって信じ込んでしまった人を、間違いに気付かせることは容易ではないと思うが、警察では、こうした手口への対応等に関する定期的な研修等を行っているか」旨の質問がなされ、警察署から「定期的な研修というわけではないが、特殊詐欺に関する新たな手口については、犯罪者のマニュアルを切り崩すために、本部担当課等で常にアップデートして、現場の警察官に情報共有を行っている」旨の説明がなされた。

(5) 大分市東地区の人口増加に伴う警察官の増員

委員から「大分市東地区の人口は年々増加しており、これに伴って刑法犯の認知件数も増加傾向にあると伺ったが、これらの情勢に対応していくために、警察官の数は増やしていけるのか」旨の質問がなされ、警察署から「警察官の増員は課題の一つである。もし増員になれば、現場で街頭活動にあたる警察官の人員に充てていきたいと考えている」旨の説明がなされた。